

港湾法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

○ 港湾法の一部を改正する法律（令和四年十一月十八日法律第八十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日